

2023年10月2日

富山県富山市下大久保3158番地  
北陸電気工業株式会社  
代表取締役社長 多田 守男

## 吸収合併に係る事後開示書面

当社は、2023年6月29日付でHDKマイクロデバイス株式会社（以下「HDKマイクロデバイス」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、HDKマイクロデバイスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。つきましては、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条の規定に従い、下記のとおり開示いたします。

### 記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過

(1) 吸収合併消滅会社における株主の差止請求（会社法第784条の2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

該当事項はありません。

(3) 新株予約権の買取請求（会社法第787条）

該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申立（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、2023年8月1日付で官報公告及び個別催告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議申述はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2, 第 797 条及び第 799 条の規定による  
手続の経過
  - (1) 合併差止請求（会社法第 796 条の 2）

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、本吸収合併をやめることを請求する権利は認められておりません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、株式買取請求権は認められておりません。
  - (3) 債権者の異議申立（会社法第 799 条）

当社は、2023 年 8 月 1 日付で官報公告及び電子公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議申述はありませんでした。
4. 本吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2023 年 10 月 1 日をもって、HDK マイクロデバイスの資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の規定による変更の登記をした日  
効力発生日から 2 週間以内に登記を申請する予定です。
7. その他本吸収合併に関する重要な事項  
該当事項はありません。

以上

2023年6月29日

富山県富山市下富居二丁目12番15号  
HDK マイクロデバイス株式会社  
代表取締役社長 村上 吉憲



## 吸収合併に係る事前開示書面

当社は、2023年6月29日付で北陸電気工業株式会社（以下「北陸電気工業」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、北陸電気工業を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。つきましては、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の規定に従い、下記のとおり開示いたします。

### 記

1. 吸収合併契約の内容に関する事項  
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項  
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項  
該当事項はありません。
4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項  
該当事項はありません。
5. 吸収合併存続会社に関する事項
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙2のとおりです。
  - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の北陸電気工業の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の北陸電気工業の収益状況およびキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における北陸電気工業の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

8. 事前開示開始日後効力発生日までの間に上記各事項に変更が生じた場合

事前開示開始日後効力発生日までの間に上記各事項に変更が生じた場合には、直ちに開示いたします。

以上

## 吸収合併契約書

北陸電気工業株式会社（以下、「甲」という）およびHDKマイクログロデバイス株式会社（以下、「乙」という）は、次のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という）を締結する。

## 第1条（合併の方法）

- 1 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）する。
- 2 本合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は以下のとおりである。

## (1) 吸収合併存続会社（甲）

商号：北陸電気工業株式会社

住所：富山県富山市下大久保3158番地

## (2) 吸収合併消滅会社（乙）

商号：HDKマイクログロデバイス株式会社

住所：富山県富山市下富居二丁目12番15号

## 第2条（本合併に際して交付する金銭等）

乙は甲の完全子会社であるため、本合併に際しては一切の対価を交付しない。

## 第3条（本合併により増加すべき資本金等）

本合併に際して甲の資本金、資本準備金は増加しない。

## 第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2023年10月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により変更を要する場合は、甲および乙協議の上これを変更する。

## 第5条（合併承認決議）

- 1 甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の定めにより、本契約について株主総会の承認を得ず、取締役会の決議による承認を得るものとする。
- 2 乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の定めにより、本契約について株主総会の承認を得ず、取締役会の決議による承認を得るものとする。

## 第6条（権利義務全部の継承）

甲は、効力発生日において、乙の従業員と、資産および負債その他一切の権利義務を継承する。なお、乙の従業員の勤続年数の通算方法その他の取り扱いについては甲乙協議の上、決定する。

## 第7条（合併期日までの業務執行および会社財産の管理等）

甲および乙は、合併期日まで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行および保有する一切の財産の管理、運営を行う。その財産および権利義務に多大な影響を与える行為については、あらかじめ相手方に報告し、その同意を得て行う。

## 第8条（合併条件の変更および本契約の解除）

甲および乙は、本契約締結後合併期日前日までの間、天変地異そのほか双方当事者の責に帰さない事情により、甲または乙の資産・負債・経営状態などに大幅な変動があった場合、甲乙協議の上、合併条件を変更または本契約を解除することができる。

## 第9条（本契約の効力）

本契約は、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、効力を失う。

## 第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項についてまたは本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2023年6月29日

甲 富山県富山市下大久保3158番地

北陸電気工業株式会社

代表取締役社長 多田 守 男



乙 富山県富山市下富居二丁目12番15号

HDKマイクログロデバイス株式会社

代表取締役社長 村上 吉 憲



## 事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、コロナ禍で生じた供給制約にウクライナ情勢による資源調達難が加わったことからインフレが進行し、さらに中国のゼロコロナ政策による都市封鎖および規制緩和後の感染急拡大の影響やグローバルに継続する半導体供給問題などにより、欧米、アジアとも景気は減速基調となりました。

わが国におきましては、ウイズコロナの生活様式定着に伴い個人消費の持ち直しが見られましたが、資源価格の高騰および円安に伴う物価上昇から回復の動きは緩やかなものとなりました。

そのような環境下、エレクトロニクス市場におきましては、自動車の生産が中国の都市封鎖および半導体の供給制約継続により伸び悩み、また、スマートフォンやパソコンの需要が減少したことから、電子機器の生産および電子部品需要は弱含みの推移となりました。

こうした状況のなかで、当社グループ（当社および連結子会社）におきましては、付加価値率の高い新分野への拡販を図る一方、生産効率の改善に努めました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高が45,459百万円（前期比+12.4%）、営業利益は2,941百万円（同+41.7%）となり、経常利益は円安に伴い為替差益515百万円を計上したことから3,581百万円（同+40.6%）となりましたが、顧客の民事再生手続開始の申立てに伴う取引先関連事業損失2,004百万円およびカナダにおける集団民事訴訟の和解金93百万円を特別損失に計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は647百万円（同△66.8%）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① 電子部品

電子部品は、自動車関連向けを主体にモジュール製品が増加し、売上高44,425百万円（前期比+12.4%）、営業利益3,907百万円（同+29.3%）となりました。

② 金型・機械設備

金型・機械設備は、金型がアミューズメント向けに、機械設備が外部顧客向けにそれぞれ増加したことから、売上高763百万円（同+12.2%）、営業利益47百万円（同+167.6%）となりました。

③ その他

その他は、商品仕入及び不動産業等に係る事業であり、売上高563百万円（同△14.0%）営業利益95百万円（同+1.2%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、モジュール製品の増産のための機械装置を主体に行い、全体で922百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

自動車電子化の進展、機器の高機能化、IoTなど技術革新が進む市場の変化に対応した取組みに努め、収益性の向上と財務体質の強化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第86期 2019年度	第87期 2020年度	第88期 2021年度	第89期 (当期) 2022年度
(連結経営指標)					
売 上 高 (百万円)		38,711	32,825	40,448	45,459
経 常 利 益 (百万円)		918	655	2,548	3,581
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		663	447	1,949	647
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円. 銭)		79.24	53.47	232.89	77.36
総 資 産 額 (百万円)		34,945	35,692	40,959	42,979
純 資 産 額 (百万円)		12,656	13,287	15,950	17,107
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円. 銭)		1,511.79	1,587.51	1,906.08	2,043.56
(個別経営指標)					
売 上 高 (百万円)		29,497	27,021	34,649	38,720
経 常 利 益 (百万円)		580	487	1,440	1,963
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)		477	470	1,106	△ 545
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円. 銭)		57.07	56.17	132.24	△ 65.16
総 資 産 額 (百万円)		30,527	31,901	35,799	35,468
純 資 産 額 (百万円)		11,993	12,504	13,323	12,446
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円. 銭)		1,432.55	1,494.00	1,592.13	1,486.78

(注) 「取益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第88期の期首から適用しております。



(6) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
北 陸 興 産 (株)	80百万円	100%	不動産の賃貸および保険代理業
朝 日 電 子 (株)	50百万円	100%	チップ抵抗器の製造
ダイワ電機精工(株)	80百万円	91%	金型の製造販売
HDKマイクロデバイス(株)	450百万円	100%	モジュール製品の製造
北電マレーシア(株)	125百万M\$	100%	回路基板の製造販売
上海北陸微電子(有)	27百万US\$	100%	モジュール製品の製造販売
北陸電気(広東)(有)	6百万US\$	100%	抵抗器の製造
天津北陸電気(有)	4百万US\$	100%	電子デバイスの製造
北陸(上海)国際貿易(有)	4百万US\$	100%	電子部品の販売
北陸シンガポール(株)	13百万S\$	100%	電子部品の販売
HDKタイランド(株)	152百万THB	100%	モジュール製品の製造販売

(注) 北電マレーシア(株)、上海北陸微電子(有)、HDKタイランド(株)の当社の出資比率のうち、間接所有分はそれぞれ、21%、70%、100%であります。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品 ま た は 業 種
電子部品	抵抗器、モジュール製品、電子デバイス、その他の電子部品
金型・機械設備	金型製造業、機械製造業
その他	非直線素子の仕入販売、不動産賃貸業、保険代理業

(8) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	富山県富山市	機構部品工場	富山県富山市
東京営業所	東京都品川区	高周波部品工場	//
大阪営業所	大阪府枚方市	P R C工場	富山県立山町
北関東営業所	埼玉県熊谷市	楡原工場	富山県富山市
静岡営業所	静岡県静岡市	圧電工場	//
北陸営業所	富山県富山市	HDKマイクロデバイス(株)	//
名古屋営業所	愛知県名古屋市	朝日電子(株)本社工場	富山県朝日町
北陸興産(株)本社営業所	富山県富山市	野村エンジニアリング(株)	神奈川県大和市
皮膜工場	//	北電マレーシア(株)本社工場	マレーシアジョホール州
		上海北陸微電子(株)本社工場	中国上海市

(注) 上記の他、販売子会社をアメリカ、シンガポール、中国、タイ、香港に、製造子会社を中国、タイに有しております。

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
1,907名	19名増

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 陸 銀 行	4,878百万円
株 式 会 社 北 國 銀 行	1,346
株 式 会 社 富 山 銀 行	1,229
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,154
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	974
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	966

## 2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 9,250,099株 (うち自己株式878,702株)  
(3) 株主数 6,658名  
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	671千株	8.02%
北電工取引先持株会	445	5.32
北電工従業員持株会	374	4.48
株式会社北陸銀行	331	3.96
成川武彦	272	3.26
株式会社北國銀行	218	2.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	185	2.22
前田建設工業株式会社	164	1.97
株式会社富山銀行	139	1.67
コーセル株式会社	112	1.35

- (注) 1. 当社は自己株式878千株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (878千株) を除いて計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く)	4,189株	6名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告12頁「(2) 取締役の報酬等」に記載しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	多田守男	
専務取締役	谷川 聡	開発本部長
常務取締役	山下 立正	管理本部長 北陸興産(株)代表取締役
取締役	高田 裕弘	経営改革本部長
取締役	西村 裕司	コンポーネント事業本部長
取締役	村上 吉憲	HDKマイクロデバイス(株)代表取締役社長
取締役（監査等委員・常勤）	山下 進	
取締役（監査等委員）	北之園 雅章	桜川協和法律事務所弁護士
取締役（監査等委員）	菊島 聡史	堤商事(株)代表取締役社長
取締役（監査等委員）	井村 一明	井村一明税理士事務所所長 中村留精密工業(株)社外監査役

- (注) 1. 2022年6月29日開催の第88回定時株主総会において、西村裕司氏および村上吉憲氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 監査等委員会の情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山下 進氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）北之園雅章氏、菊島聡史氏および井村一明氏は社外取締役であります。
4. 取締役（監査等委員）北之園雅章氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 取締役（監査等委員）菊島聡史氏は、長年金融機関に勤務し要職に携わってきた経歴や企業経営者としての経験から、金融および経済に関して相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）井村一明氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役（監査等委員）北之園雅章氏、菊島聡史氏および井村一明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を対象とした被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等を除く。）。当該保険契約の保険料は全額会社負担としています。

## (2) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しておりますが、2023年3月28日開催の取締役会において、その趣旨に反しない範囲で表現の明確化等の変更決議をしております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役会は、代表取締役社長多田守男に各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案し各取締役の役割と責務を検討するには代表取締役が適していると判断したためであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能するよう、株主の利益と連動した報酬体系とする。監査等委員である取締役を除く取締役の報酬水準は、役員のキャリア要件ならびに業績等を勘案し、役割と責務に相応しい水準とすることを基本方針に、毎年、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会に代表取締役がその内容を諮問し、相当であることの答申を得た上で取締役会にて決定する。監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみとし監査等委員の協議により決定する。

#### ロ. 報酬の構成及び割合

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬である賞与および非金銭報酬である株式報酬から構成する。固定報酬と非金銭報酬の割合は、固定報酬の水準と安定性を重視し、株主利益の追求にも配慮して定める。業績連動報酬については、業績向上に対するインセンティブが働くよう、固定報酬または非金銭報酬に対する割合に制限は設けない。

#### ハ. 固定報酬の額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む。）に関する方針

当社の取締役の固定報酬は月例の金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ニ. 業績連動報酬、非金銭報酬の内容および額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む。）に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬である賞与とし、直近の決算期における連結売上高および連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出される額を事業年度終了後に年1回支給する。

非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、当社の普通株式（譲渡制限付株式）を支給する報酬とする。中長期的な社会価値の創出やESGへの取組等の非財務状況も勘案し、事業年度ごとに年1回付与する。業務執行取締役は、取締役会の決議により、譲渡制限付株式報酬に充てるものとされた金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとする。非金銭報酬については、各取締役に對する支給額は役位ごとに設定する。

ホ. 個人別の報酬等の内容に関する決定の方法

個人別の報酬額および支払い時期については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の額及び割当株式数とする。

当該権限が代表取締役によって適切に行使されるようにするため、役位ごとの支給水準、算定方法または付与水準の考え方に関しては、代表取締役がその内容について指名・報酬諮問委員会に諮問し、代表取締役はその答申を得ることを上記の委任の条件とする。代表取締役は当該答申の内容を踏まえて決定しなければならない。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	株式報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	95 (-)	86 (-)	5 (-)	3 (-)	6 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	28 (13)	28 (13)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外取締役)	123 (13)	114 (13)	5 (-)	3 (-)	10 (3)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の固定報酬および業績連動報酬の限度額は、2022年6月29日開催の第88回定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、別枠で、2022年6月29日開催の第88回定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のための株式報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、6名です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役(監査等委員)の員数は、4名です。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）北之園雅章氏は、桜川協和法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）菊島聡史氏は、堤商事(株)の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）井村一明氏は、井村一明税理士事務所所長および中村留精密工業(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者等との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	北之園 雅 章	当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	菊 島 聡 史	当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融や経済の見地や企業経営者としての経験から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、コーポレート・ガバナンス等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	井 村 一 明	当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	30百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性および報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、北電マレーシア(株)、上海北陸微電子(有)、北陸電気(広東)(有)、天津北陸電気(有)、北陸(上海)国際貿易(有)、北陸シンガポール(株)、HDKタイランド(株)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。



## 6. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

もとより、当社は、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものではないと考えており、係る買付けを一律に否定するものではありません。また、これを受入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思に委ねられるべきものと考えております。

大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。しかしながら、近時の、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意形成のプロセスを経ることなく、突如として一方的に大規模買付行為を強行するといった動きがなされる可能性も決して否定できません。

大規模買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為もないとはいえません。

このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役会としての責務であると考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する取組み

### ① 当社グループの事業運営の基本的な考え方

当社グループは、「誠実をもって仕事に励む」「責任を自覚しお互いに協力する」「良い製品をつくり社会の発展に尽くす」という創業以来のものづくりの精神に基づき、時代のニーズ、また、お客様の要求に適合した製品を開発・提供することにより、当社グループの企業価値を安定的かつ継続的に向上させていくことが株主共同の利益の実現に資するものと考え、経営に取組んでおります。

加えまして、経営の透明性、公平性を高め、株主の皆様をはじめ当社グループのお取引先・仕入先・金融機関・従業員・地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めることにより社会的使命を果たすよう努めております。

### ② 重点施策等

#### (a) 重点施策

市場における需要構造の変化を大きなチャンスととらえ、当社が創業以来培ってきた要素技術、薄膜技術、実装・回路設計技術、MEMS技術、無線技術等を活かし、お客様のニーズに応え、更には創造提案できる商品の開発を機動的に実行し、市場投入することで収益拡大を推し進めてまいります。

自動車電装化の進展、機器の高機能化、IoTなど技術革新が進む市場の変化に対応した取組みに努めてまいります。

また、アライアンス等を有効活用することにより相互補完を行い、お客様が求める製品を迅速、効率的、かつ機動的に提供することで収益拡大をはかってまいります。

#### (b) 生産体制の強化

会社全体の『見える化』を推進しており、事業体の状況をリアルタイムに、かつ一元的に把握・管理・共有することで、事前対処や未然防止策を講じることのできる体制の構築を推進しております。これをツールとして有効活用し、全社展開・定着化させることで生産体制の強化をはかり、お客様が求める品質・コスト・納期・サービスを提供することで収益を拡大してまいります。

#### (c) 人財の強化・育成

当社グループでは、企業の持続的な成長を図るうえで「企業は人なり」の言葉通り、人材を「人財」ととらえ、一人一人の個性を大切にし、安全で働きやすい職場環境の維持・向上に努め、多様な人財が安心して生き生きと活躍できる環境づくりに取組んでおります。

#### (d) 企業価値を高め、社会的な使命を果たす

持続的な収益力向上に加え、技術力、取引先との良好な信頼関係、人的資産等を企業力の根源と認識し、多様なステークホルダーに対する適正な還元を通じて、企業としての社会的な使命を果たします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題のひとつとして位置付け安定的配当および財務体質の強化を勘案しながら自己株式の取得など積極的に取り組んでまいりました。

また、当社は、中・長期的展望に立って経営資源の拡充に努め、重点施策の実現を目指し、透明感をもった経営を実践することにより、企業価値の最大化にグループをあげて取り組んでまいります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2008年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において、当社の株式の大規模買付行為に関する対応策を導入し、その後、2011年6月29日開催の第77回定時株主総会、2014年6月27日開催の第80回定時株主総会、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会および2020年6月26日開催の第86回定時株主総会において、有効期限を2023年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとして株主の皆様のご承認をいただき継続いたしました（以下、第86回定時株主総会において継続をご承認いただいた対策案を「本施策」といいます。）。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とし、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主および当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請し、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意

見を最大限尊重することといたしました。

なお、本施策の詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2020年5月8日付発表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご覧ください。

(3) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する取組み（上記(2)①②の取組み）について

上記(2)①②に記載した企業価値向上のための取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(2)③の取組み）について

本施策は、上記(2)③および当社ホームページに掲載の2020年5月8日付発表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」に記載のとおり、その内容において、当社の基本方針に沿うものであり、かつ、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するための工夫がなされ、さらに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的をもって継続されるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、期末配当金につきましては、財務基盤の強化と株主の皆様への利益還元を両立すべく、業績、当社グループを取り巻く環境、将来の事業展開に備えた内部留保および安定配当の維持を総合的に勘案することを基本方針としております。

配当金の決定機関は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、定款に定めております。

当事業年度における配当につきましては、1株あたり55円00銭（普通株式55円00銭）とすることといたしました。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>30,132</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>15,803</b>
現金及び預金	8,052	支払手形及び買掛金	7,737
受取手形及び売掛金	10,064	短期借入金	5,690
商品及び製品	1,743	未払法人税等	295
仕掛品	3,958	賞与引当金	446
原材料及び貯蔵品	4,319	取引先関連事業損失引当金	413
その他	2,014	その他	1,219
貸倒引当金	△ 19	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,068</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,847</b>	長期借入金	5,397
<b>有形固定資産</b>	<b>8,761</b>	リース債務	227
建物及び構築物	2,572	繰延税金負債	10
機械装置及び運搬具	3,081	再評価に係る繰延税金負債	318
土地	2,847	退職給付に係る負債	4,050
その他	260	その他	63
<b>無形固定資産</b>	<b>376</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>25,872</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,708</b>	(純資産の部)	
投資有価証券	1,124	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,886</b>
繰延税金資産	1,232	資本金	5,200
その他	2,372	資本剰余金	5,038
貸倒引当金	△ 1,021	利益剰余金	5,804
<b>資 産 合 計</b>	<b>42,979</b>	自己株式	△ 1,156
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,221</b>
		その他有価証券評価差額金	139
		土地再評価差額金	665
		為替換算調整勘定	1,432
		退職給付に係る調整累計額	△ 16
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>17,107</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>42,979</b>

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,459
売上原価	37,560
売上総利益	7,898
販売費及び一般管理費	4,956
営業利益	2,941
営業外収益	787
受取利息及び受取配当金	85
為替差益	515
その他	186
営業外費用	147
支払利息	61
その他	85
経常利益	3,581
特別利益	43
固定資産売却益	0
保険解約返戻金	40
その他	2
特別損失	2,125
固定資産売却損	3
固定資産除却損	21
取引先関連事業損失	2,004
訴訟和解金	93
その他	1
税金等調整前当期純利益	1,499
法人税、住民税及び事業税	574
法人税等調整額	277
当期純利益	647
親会社株主に帰属する当期純利益	647

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>16,014</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,360</b>
現金及び預金	2,653	電子記録債務	44
受取手形	620	買掛金	5,308
売掛金	7,904	短期借入金	5,659
商品及び製品	368	未払法人税等	119
仕掛品	1,171	未払金	1,766
原材料及び貯蔵品	3	賞与引当金	268
未収入金	1,935	取引先関連事業損失引当金	938
その他	1,356	その他	254
<b>固定資産</b>	<b>19,454</b>	<b>固定負債</b>	<b>8,661</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,967</b>	長期借入金	5,194
建物	1,222	再評価に係る繰延税金負債	318
構築物	64	退職給付引当金	3,074
機械及び装置	1,595	その他	74
車両運搬具	0	<b>負債合計</b>	<b>23,022</b>
工具、器具及び備品	118	(純資産の部)	
土地	1,962	<b>株主資本</b>	<b>11,953</b>
建設仮勘定	2	資本金	5,200
<b>無形固定資産</b>	<b>274</b>	資本剰余金	5,107
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,212</b>	資本準備金	462
投資有価証券	1,018	その他資本剰余金	4,644
関係会社株式	10,578	<b>利益剰余金</b>	<b>2,802</b>
長期貸付金	539	利益準備金	437
繰延税金資産	1,126	その他利益剰余金	2,364
その他	2,081	繰越利益剰余金	2,364
貸倒引当金	△1,130	<b>自己株式</b>	△1,156
<b>資産合計</b>	<b>35,468</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>493</b>
		その他有価証券評価差額金	118
		土地再評価差額金	374
		<b>純資産合計</b>	<b>12,446</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>35,468</b>

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	38,720
売 上 原 価	34,695
売 上 総 利 益	4,025
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,845
営 業 利 益	1,179
営 業 外 収 益	1,133
受 取 利 息 及 び 配 当 金	382
設 備 賃 貸 料	333
為 替 差 益	335
そ の 他	82
営 業 外 費 用	349
支 払 利 息	51
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	236
そ の 他	61
経 常 利 益	1,963
特 別 利 益	35
保 険 解 約 返 戻 金	34
そ の 他	1
特 別 損 失	2,119
固 定 資 産 売 却 損	2
固 定 資 産 除 却 損	16
取 引 先 関 連 事 業 損 失	2,004
訴 訟 和 解 金	93
そ の 他	1
税 引 前 当 期 純 損 失	△ 119
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	271
法 人 税 等 調 整 額	154
当 期 純 損 失	△ 545

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

北陸電気工業株式会社  
取締役会 御中

#### 太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋 田 秀 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五 十 嵐 忠 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸電気工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

北陸電気工業株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋田 秀樹	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 忠	Ⓢ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電気工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年（平成17年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

北陸電気工業株式会社	監査等委員会
取締役常勤監査等委員	山下進 ㊟
社外取締役監査等委員	北之園雅章 ㊟
社外取締役監査等委員	菊島聡史 ㊟
社外取締役監査等委員	井村一明 ㊟

以上